

令和6年第6回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和6年5月20日
2. 開催日時 令和6年5月27日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

1番	堤	透委員
2番	高田	里美委員
3番	古川	正敏委員
4番	廣瀬	普委員
5番	森	隆委員
7番	林	鉄雄委員
8番	岩田	好博委員
9番	北村	一也委員
10番	酒井	健詞委員
11番	青木千恵子	委員
12番	高田	住代委員
13番	岩田	重雄委員

6. 欠席委員

6番 浅野 隆士委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野	将弘
事務局次長	玉置	公司
書記	梅田	莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第 9 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農業委員会の活動報告の点検・評価について

議案第15号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実
施状況の公表について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第6回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、12番高田住代、13番岩田重雄委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について令和6年4月11日から令和6年5月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)

○議 長 ただいま事務局から報告がありました、報告第9号、報告第10号について、質疑等ありませんか。

○北村委員 報告第9号番号1について、一部転用で申請されていますが、残りは農地として利用していますか。

○事務局 畑として利用されているのを確認済みです。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

- 議 長 日程第3、農地法関連議案についてを議題とします。議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第12号番号1について 私の担当区域ですが、特に問題はありません。
- 議 長 議案第12号番号2について、北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 建て替えるために測量されたときに、農地と考えていた筆の一部が宅地になっていたと判明したものです。事務局の説明通りで始末書添付されているのでやむを得ない案件であると思います。
- 議 長 議案第13号番号1、議案第13号番号2について、岩田重雄委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 工事のために道路を拡張すると聞いたので承認しました。
- 議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は14時00分とします。
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第12号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第12号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第 12 号番号 2 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 12 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第 13 号番号 1 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 13 号番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第 13 号番号 2 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 13 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(農業経営基盤強化促進法旧法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)

○議長 議案第14号番号32、33、34について廣瀬普委員が関係者となりますので退席をお願いします。

(廣瀬委員退席)

○議長 議案第14号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 番号46の利用目的は畑ではないでしょうか。また、中間管理機構を通した契約の担い手が前回の相対契約時の担い手と同一である場合や、すでに貸借中の案件で貸主又は借主の一方が変更になるようなものについては、新規ではなく再設定だと思います。

○事務局 おっしゃる通り利用目的は畑ですので訂正いたします。議案につきましては、農地中間管理機構や農業会議に総会後に確認を取り、もしそれが正しい記載であると確認できた場合、次回の総会からそのように訂正します。

○林委員 番号47、48の担い手は市外の法人ですか。

○事務局 市外の法人であり、今回の契約で初めて農地を耕作される新規就農者です。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 廣瀬普委員の入室を認めます。
(廣瀬委員入室)

- 議 長 日程第5、農業委員会の活動計画の点検・評価についてを議題とします。議案第15号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 議案第15号については、内容を鑑みて例年どおり部会に付託したいと思います。なお、各部会に付託する個所については、25ページの割り振りしたいと思います。この案件を農地利用最適化推進委員の意見聴取を行いつつ、農地部会及び農政部会に付託することについて質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第15号について、農地利用最適化推進委員の意見聴取を行いつつ、農地部会及び農政部会に付託することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、農地部会及び農政部会に付託することに決定されました。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第6回総会を閉会いたします。